

令和7年度 協会員に対する監査結果

令和8年4月14日
日本証券業協会

(1) 実施状況(監査着手ベース)

- 協会員 76先(会員 46社、特別会員 30機関)に対し監査を実施
- 上記の監査において、金融商品仲介業者8先に対し実地検証を実施

(2) 監査結果(通知書交付ベース)

① 監査結果通知先

- 協会員 75先(会員 47社、特別会員 28機関)
うち 19先(会員 18社、特別会員 1機関)に対して、文書により指摘事項を通知

② 主な指摘事項

- 法令違反、協会規則違反及び業務運営・内部管理態勢の不備
(会員) 業務運営体制及び内部管理態勢が整備されていない状況
- 業務運営・内部管理態勢の不備
(会員) 株式営業に係る管理が不十分な状況

※ 主な指摘事項は下半期分の監査結果から抽出したものの。

2. 会員に対する監査の実施状況

| 実施状況 | 令和7年度 | 【参考】令和6年度 |
|--------------|-------|-----------|
| ① 監査実施先数 | 46社 | 52社 |
| うち取引所との合同検査 | 20社 | 19社 |
| うち協会の単独監査 | 25社 | 33社 |
| うち特別監査 | 1社 | — |
| ② 1先当たりの監査人員 | 2～12人 | 2～13人 |

3. 会員に対する監査結果通知状況

(1) 会員に対する監査結果の通知状況

| 監査結果通知状況 | 令和7年度 | 【参考】令和6年度 |
|--------------------|--------------|--------------|
| 結果通知先数 | 47社 | 57社 |
| うち文書により指摘事項を通知した件数 | 58件 (18社) | 42件 (20社) |

3. 会員に対する監査結果通知状況

(2) 会員の法令違反の内容と件数

| 監査結果通知の内容 | 令和7年度 | 【参考】令和6年度 |
|--|-------------|-------------|
| 法令違反の指摘件数 | 13件 (8社) | 15件 (9社) |
| ① 虚偽告知 | 4件 | — |
| ② 事業報告書の記載不備等 | 3件 | 1件 |
| ③ 外務員の登録等に関する不備 | 1件 | 3件 |
| ④ 自己資本規制比率の算出誤り | 1件 | 1件 |
| ⑤ 虚偽の記載がある目論見書の使用 | 1件 | — |
| ⑥ 直近の事業年度に係る外国証券情報を公表せずに外国株式を売り付けている状況 | 1件 | — |
| ⑦ 空売りに係る明示義務違反 | 1件 | — |
| ⑧ 業務運営体制及び内部管理態勢が整備されていない状況 | 1件 | — |
| ○ その他 | — | 10件 |

3. 会員に対する監査結果通知状況

(3) 会員の諸規則違反の内容と件数

| 監査結果通知の内容 | 令和7年度 | 【参考】令和6年度 |
|--------------------------------|-------------|------------|
| 諸規則違反の指摘件数 | 16件 (8社) | 6件 (4社) |
| ① 個人情報保護の管理態勢に係るもの | 3件 | — |
| ② 従業員の採用時に係る不都合行為者等の照会の不備 | 2件 | 2件 |
| ③ J-IRISSへの照合未実施 | 2件 | 1件 |
| ④ 広告審査に係る不備 | 2件 | — |
| ⑤ 内部管理統括責任者の変更申請書の未提出 | 1件 | — |
| ⑥ 内部管理統括責任者研修等を受講させていない状況 | 1件 | — |
| ⑦ 注文管理態勢に係る不備 | 1件 | — |
| ⑧ 引受審査に関する定期的な検査又は監査が行われていない状況 | 1件 | — |
| ⑨ 勧誘開始基準を定めずに勧誘、販売を行っている状況等 | 1件 | — |
| ⑩ 合理的根拠適合性の検証を実施していない状況 | 1件 | — |
| ⑪ 実効性のある事業継続体制が整備されていない状況 | 1件 | — |
| ○ その他 | — | 3件 |

3. 会員に対する監査結果通知状況

(4) 会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘事項の内容と件数

| 監査結果通知の内容 | 令和7年度 | 【参考】令和6年度 |
|-----------------------------|--------------|--------------|
| 業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数 | 29件 (11社) | 21件 (16社) |
| ① システムリスク管理態勢に係るもの | 11件 | 7件 |
| ② 個人情報保護の管理態勢に係るもの | 5件 | 1件 |
| ③ 投資勧誘及び販売の管理態勢に係るもの | 3件 | 6件 |
| ④ マネー・ローンダリングガイドライン対応等に係るもの | 2件 | 2件 |
| ⑤ 営業考査に係る不備 | 2件 | — |
| ⑥ 社債の取扱い全般に係る管理態勢が不十分な状況 | 1件 | — |
| ⑦ 償還乗換優遇制度の管理態勢が不十分な状況 | 1件 | — |
| ⑧ 業務引継時の対応が適切に行われていない状況 | 1件 | — |
| ⑨ 内部監査が実施されていない状況 | 1件 | — |
| ⑩ 社内規則に係る管理が杜撰な状況 | 1件 | — |
| ⑪ モニタリング調査表の記載に係る不備 | 1件 | — |
| ○ その他 | — | 5件 |

4. 特別会員に対する監査の実施状況

| 実施状況 | 令和7年度 | 【参考】令和6年度 |
|--------------|-------|-----------|
| ① 監査実施先数 | 30機関 | 31機関 |
| ② 1先当たりの監査人員 | 2~6人 | 2~8人 |

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(1) 特別会員に対する監査結果通知状況

| 監査結果通知状況 | 令和7年度 | 【参考】令和6年度 |
|--------------------|-------------|-------------|
| 結果通知先数 | 28機関 | 31機関 |
| うち文書により指摘事項を通知した件数 | 1件 (1機関) | 7件 (5機関) |

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(2) 特別会員の法令違反の内容と件数

| 監査結果通知の内容 | 令和7年度 | 【参考】令和6年度 |
|-----------|-------|-------------|
| 法令違反の指摘件数 | — | 2件 (2機関) |

(3) 特別会員の諸規則違反の内容と件数

| 監査結果通知の内容 | 令和7年度 | 【参考】令和6年度 |
|------------|-------|-------------|
| 諸規則違反の指摘件数 | — | 2件 (2機関) |

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(4) 特別会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘事項の内容と件数

| 監査結果通知の内容 | 令和7年度 | 【参考】令和6年度 |
|---------------------------|-------------|-------------|
| 業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数 | 1件 (1機関) | 3件 (3機関) |
| マナー・ローンダリングガイドライン対応等に係るもの | 1件 | 2件 |
| ○ その他 | — | 1件 |

(1) 法令違反、協会規則違反及び業務運営・内部管理態勢の不備

○ 業務運営体制及び内部管理態勢が整備されていない状況【会員】

当社は、業務運営の管理部門に恒常的な人員の不足が生じており、会社としての基本的な業務運営体制及び内部管理態勢が機能していない状況であった。また、経営陣は是正に向けた有効な措置を講じていなかった。この結果、以下のとおり、業務運営体制及び内部管理態勢全般にわたる多数の不備を確認したため、当社は金融商品取引法第35条の3(業務管理体制の整備)に違反する状況であることが認められた。

① 法令違反

- ・業務運営体制及び内部管理態勢が整備されていない状況【本事例全般】（金融商品取引法第35条の3関連）
- ・契約締結前交付書面及び販売勧誘資料における虚偽告知（金融商品取引法第38条第1号関連）
- ・事業報告書の記載に係る不備（金融商品取引法第46条の3第1項関連）

② 協会規則違反

- ・合理的根拠適合性の検証を実施していない状況（投資勧誘規則第3条第3項関連）
- ・勧誘開始基準を定めずに勧誘、販売を行っている状況(私募債規則第8条、投資勧誘規則第5条の2関連)
- ・広告審査担当者に広告を審査させていない状況（広告規則第5条第1項及び第2項関連）
- ・従業員の採用時に係る不都合行為者等の照会の不備（従業員規則第5条第1項及び第2項関連）
- ・実効性のある事業継続体制が整備されていない状況（BCP規則第3条第1項及び第2項関連）等

③ 業務運営・内部管理態勢の不備

- ・営業考査に係る不備
- ・業務引継時の対応が適切に行われていない状況
- ・内部監査が実施されていない状況
- ・社内規則に係る管理が杜撰な状況 等

※本頁の本協会規則は次のとおり略している。

- ・投資勧誘規則・・・「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」
- ・私募債規則・・・「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」
- ・広告規則・・・「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」
- ・従業員規則・・・「協会の従業員に関する規則」
- ・BCP規則・・・「緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」

(2) 業務運営・内部管理態勢の不備

○ 株式営業に係る管理が不十分な状況【会員】

以下のとおり、株式営業に係る管理が不十分な状況が認められた。

① 実効性あるアテンション制度による営業考査が実施されていない状況

営業考査としてコンプライアンス担当部署が営業部門の本部長等に対し指示した顧客との面談において、以下の状況が認められた。

- ・特段の理由なく一部の顧客との面談を実施していない。
- ・実施した顧客との面談において、社内規則で禁止されているにもかかわらず担当営業員を同席させていた。
- ・面談者である営業部門の本部長等が「顧客自身が損益状況を把握しているか、当該損失が顧客のリスク許容の範囲内であるか」等の社内規則で確認することとされている事項を確認していない。

② 不適切な勧誘が行われている状況

一部の営業員において、売却の勧誘時に、損失等について正確性を欠く不適切な説明を行っている状況が認められた。

③ 顧客への提案内容や取引に至る経過が不明な状況

前回の協会監査において、営業日誌の記載が不十分であるとの注意を受けたにもかかわらず、今回監査においても、一部の営業員において顧客とのやり取りの記録が確認できず、顧客への提案内容や取引に至る経過が不明な状況が認められた。